【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第3項

【氏名又は名称】 株式会社花明 代表取締役 中本 久富

【住所又は本店所在地】 埼玉県北葛飾郡松伏町

【報告義務発生日】 該当事項なし

【提出日】 2025年10月27日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 該当事項なし

【提出形態】 該当事項なし

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

# 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社パパネッツ
証券コード	9388
上場・店頭の別	Q-Board
上場金融商品取引所	福岡証券取引所

# 【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人 株式会社
氏名又は名称	株式会社花明
住所又は本店所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩 1 5 3 0 - 1
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社パパネッツ 宮﨑 恵子
電話番号	048-960-5088

### 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	中本 久富
住所又は本店所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社パパネッツ 宮﨑 恵子
電話番号	048-960-5088

# 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 7
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年4月17日
訂正箇所	(株券保有割合)直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)、 (7)(保有株券等の内訳) (取得資金の内訳)、提出者2 (4)(上 記提出者の保有株券等の内訳) (保有株券等の数) 株券又は投資証券等 (株・口)、合計(株・口)、

# (訂正前)

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年4月17日現在)	V 1,825,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	30.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	31.88

無議決権株式数13,000株含む

# (訂正後)

### 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年4月17日現在)	V	1,825,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		30.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		30.14

無議決権株式数13,000株含む

### (訂正前)

### 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

### (訂正後)

### 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	275,000
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記 (Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	275,000

### (訂正前)

### 第2【提出者に関する事項】

- 2【提出者(大量保有者)/2】
- (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	219,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			

#### 訂正報告書(大量保有報告書・変更報告書)

株券関連預託証券	D			К
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	0	219,000	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			30,000
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			189,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

# (訂正後)

# 第2【提出者に関する事項】

- 2【提出者(大量保有者)/2】
- (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

#### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	189,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 189,000	Р	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		189,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

# (訂正前)

# 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
第3項本文	第3項第1号	第3項第2号

### 訂正報告書(大量保有報告書・変更報告書)

					(	
株券又は投資証券等(株・口)		769,000				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A			-	Н	
新株予約権付社債券(株)	В			-	I	
対象有価証券カバードワラント	С				J	
株券預託証券						
株券関連預託証券	D				K	
株券信託受益証券						
株券関連信託受益証券	E				L	
対象有価証券償還社債	F				M	
他社株等転換株券	G				N	
合計(株・口)	0	769,000	Р		Q	
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R					30,000
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S					
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т					739,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U					

### (訂正後)

# 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文		法第27条の23 第3項第1号		法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)		739,000			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A			- I	Н
新株予約権付社債券(株)	В			-	I
対象有価証券カバードワラント	С			,	J
株券預託証券					
株券関連預託証券	D			ı	K
株券信託受益証券					
株券関連信託受益証券	E			ı	L
対象有価証券償還社債	F			1	M
他社株等転換株券	G			1	N
合計(株・口)	0	739,000	Р	(	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			·	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S				
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т				739,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U				